

資料1

相続・遺贈・死因贈与・贈与

亡くなった方から財産を引き継ぐ(取得する)ことを、法律上では次のように区別します。

★ 相続

- ・ 人の死亡を原因として、財産等が相続人に引き継がれること。
- ・ 故人が生前に持っていた財産的な権利、義務を相続人が包括的に引き継ぐこと。
- ・ 法律で決められた相続の権利のある人を法定相続人といいます。
- ・ 法定相続人のうち財産等を引き継ぐ者を相続人といい、相続を放棄した者・相続欠格・相続排除となった者は、相続人からはずれます。

★ 遺贈

- ・ 遺言によって、遺産の全部又は一部を無償あるいは一定の負担を付して他の者に譲渡すること。
- ・ 遺言書に記載されることが必要です。
- ・ 遺贈を受ける人(財産をもらう人)を受遺者といいます。
- ・ 遺贈は一方的な意思表示で、もらう側の承諾無しに取消しや変更が可能です。
- ・ 遺言があれば、第三者および相続人に対する遺贈も可能です。
- ・ 税法上は、相続税の扱いとなります。

★ 死因贈与

- ・ 贈与者(贈与する者)の死亡を条件とした贈与契約。「自分が死んだらこの土地をあげます」というような契約をいいます。
- ・ 民法上は、遺贈に関する規定を死因贈与にも準用するとしています。
- ・ 死因贈与は契約なので双方の同意が必要です。
- ・ 税法上は、相続税の扱いとなります。

★ 贈与

- ・ 「遺贈」と「死因贈与」も広義には贈与の一種ですが、法律上の「贈与」は生存者から贈られる点で他と区別され、「生前贈与」ともいいます。
- ・ 贈る方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方がそれを承諾することによって成立する契約です。
- ・ 書面によらない贈与は、当事者双方がいつでも取消し可能です。ただし、既に履行された部分は取消すことはできません。
- ・ 贈与する者を「贈与者」、贈与を受ける者を「受贈者」といいます。
- ・ 税法上は、贈与税の扱いとなります。(相続税より負担が重くなります。)ただし、被相続人の死亡前3年以内に受けた財産および相続時精算課税制度を適用した場合は相続税の扱い。

相続人

相続により被相続人に属した一切の権利義務を包括的に継承する者を相続人といいます。

★ 法定相続人の順位と範囲

民法では、相続する権利を持つ人を定め、これを「法定相続人」と規定しています。

配偶者は常に相続人となり、父母と兄弟姉妹は上の順位の相続人がいない場合のみ相続人となります。

第1順位の相続人 被相続人に子がある場合には、配偶者と子が相続人となります。
子には、胎児、養子、非嫡出子も含まれます。

第2順位の相続人 被相続人に子がいない場合には、配偶者と被相続人の父母が相続人となります。

第3順位の相続人 被相続人に子がなく、父母も死亡している場合には、配偶者と被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。

★ 代襲相続

死亡した本来の相続人に代わって相続することを代襲相続といいます。

たとえば、被相続人の子 がすでに死亡している場合には、子の直系卑属(被相続人の孫など)が、死亡している子の代わりに相続権を引き継いで相続人となります。
相続の権利がある兄弟姉妹がすでに死亡している場合は、兄弟姉妹の子(被相続人の甥姪)までが相続権を引き継いで相続人となります。

遺留分

被相続人は遺言書を作成して、法定相続人以外の者に財産の遺贈や死因贈与を行うことができますが、民法では法定相続人に一定割合の遺産を取得する権利を保障しています。これが「遺留分」の制度です。

★ 遺留分減殺請求

遺留分のある相続人が、自己の遺留分の範囲まで財産の返還を請求することを、「遺留分減殺請求」といいます。相続人の遺留分を侵害する遺言がある場合、自動的に無効になるわけではなく遺留分減殺請求をしなければ遺言が効力を有します。
遺留分減殺請求をするかどうかは相続人の自由で、行う場合には通常、内容証明郵便で遺留分減殺請求書を送付することなどで意思を表示します。

★ 減殺請求権の消滅時効

減殺すべき贈与または遺贈があったことを知ってから1年以内に遺留分減殺請求を行わないと、時効によって請求権が消滅します。
また、相続開始から10年を経過した場合も同様に権利を失います。

★ 相続人の遺留分

法定相続人の組合せによる遺留分の割合です。

配偶者	2分の1
配偶者+子	配偶者が4分の1、子全員で4分の1
配偶者+親	配偶者が3分の1、親(実父母)で6分の1
配偶者+兄弟姉妹	配偶者が2分の1、兄弟姉妹は遺留分なし
子	子全員で2分の1
親	親(実父母)で3分の1
兄弟姉妹	遺留分なし

(『資料2』シートに一覧表を掲載しています。ご参照ください。)